

令和5年度の活動方針とスケジュールについて（利用環境分科会）

分科会長 楠田 昭徳（一般社団法人 RUN DREAM'S）
 副会長 田中 麻美（あそびの森）
 分科会員 別所第三自治会、大戸1丁目自治会、100年別所沼、浦和別所沼公園ラジオ体操愛好会、JIA埼玉
 SMF（サイタマムーズフォーラム）、一般社団法人うらわClip、ヒアシンスハウスの会
 株式会社エイト日本技術開発
 傍聴 さいたま北商工協同組合
 事務局 滝田 純弥（さいたま市都市公園課）

公園のルールがわからない。
 必要な申請と窓口がわからない。

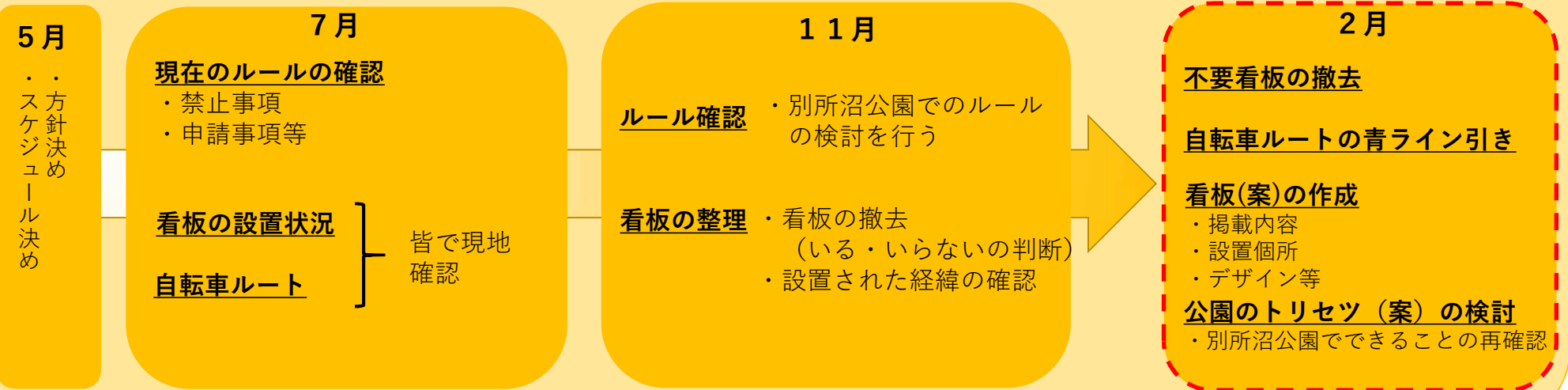
- ◎ 「禁止看板ばかり」からの脱却に向け、公園利用のルールを今後どうしていくか
- ◎ 「公園ルール」を気持ちよく伝える「啓発サイン」の作成
- ◎ 自転車の乗り入れルールを今後どうしていくか

公園のトリセツ
 ○公園のルール
 ○窓口の整理

- ・ マルシェやアートフェスなどのイベントの開催
- ・ 駐車場や飲食施設など、別所沼会館との連携をどうするか
- ・ 別所沼公園の景観を今後どうしていくか（ライトアップ等）

- 新規イベント
- ・ 沼を横切るこいのぼり（子供まつりイベント）
 - ・ コスプレイベント
 - ・ 野外コンサート

まずは、ルール等を確認することが最優先
 （現状でも各団体はイベントを行っている）



今後の活動方針とスケジュールについて（利用環境分科会）

- ◎ 「禁止看板ばかり」からの脱却に向け、公園利用のルールを今後どうしていくか
- ◎ 「公園ルール」を気持ちよく伝える「啓発サイン」の作成
- ◎ 自転車の乗り入れルールを今後どうしていくか

公園のトリセツ

- 公園のルール
- 窓口の整理

- ・マルシェやアートフェスなどのイベントの開催
- ・駐車場や飲食施設など、別所沼会館との連携をどうするか
- ・別所沼公園の景観を今後どうしていくか（ライトアップ等）

新規イベント

- ・沼を横切るこいのぼり（子供まつりイベント）
- ・コスプレイベント
- ・野外コンサート

まずは、ルール等を確認することが最優先
（現状でも各団体はイベントを行っている）

5月

- ・方針決め
- ・スケジュール決め

7月

現在のルールの確認

- ・禁止事項
- ・申請事項等

看板の設置状況

自転車ルート

皆で現地確認

11月

ルール確認

- ・別所沼公園でのルールの検討

2月

自転車ルールの説明

別所沼憲章の検討

令和6年度の活動方針

自転車ルート

自転車レーンの標示方法

自転車ルールの周知方法

別所沼公園憲章の策定

別所沼公園における規範の検討

- ・後どのような公園にしていきたいかの意思共有

憲章の公開方法

ルールの作成

公園のトリセツ（案）の検討

- ・別所沼公園でできること
- ・別所沼公園の使い方

ルールの周知方法

看板の整理

既存看板の整理

- ・憲章やルールを踏まえて看板の必要性を確認

看板(案)の作成

- ・設置個所
- ・デザイン等

別所沼公園憲章策定に向けた検討

1. 憲章とは

重要で根源的なことを定めた取り決めであり、特に、基本的な方針や施策などをうたった宣言書や協約のことを指します。有名なものとしては国連憲章がありますが、これ以外にも様々な憲章があります。

2. 様々な憲章の事例

前述の国連憲章は序文+全 19 章で構成される非常に大きなボリュームですが、一般には、序文+個別の規範を箇条書きで示した定型のものがほとんどです。ただし、中にはポエティカルな表現のものや漢字一文字だけのものといった非定型なものなど、様々な憲章が存在します。

【定型型】

① さいたま市民憲章

おおらかな荒川の流れと、見沼田んぼが豊かに広がる武蔵野のみどりにいだかれたさいたま市は、街道や鉄道のかなめとしてにぎわい、歴史をかさねてきました。先人たちはここに集い、学び、祈り、美しさと深い味わいをたたえた独自の文化を育て、教育やスポーツのさかんな風土を培ってきました。このまちを誇りとし、ともに時をかさねる私たちさいたま市民は、だれもが自分らしく生きてゆける社会を築きたいと願い、このまちを未来につなぐ確かな道しるべとして、ここにさいたま市民憲章を刻みます。私たちは、

まちの歴史や伝統を受け継ぎ豊かにはぐくんで、明日の世代に伝えます。

小さないのちの大きな未来を信じて、子どもをみんなで支えてゆきます。

みずから学び言葉をみがき、新たな挑戦を志し、自分を耕しつづけます

深く思いやり、広く理解し手を取りあって、ちがいを力にしてゆきます。

空も水も、草木も花も里山も、ともにある美しい都市を創ってゆきます。

② 渋谷区民憲章

渋谷区は、自然と文化とやすらぎのまちとして、多くの人びとから親しまれ、愛されてきました。渋谷に住み、学び、働き、集いあうわたくしたちは、この伝統を引き継ぎ、一人ひとりの基本的人権を守り、相互に交流を深めてまいります。わたくしたちは、みずからの手で、ともに知恵を出しあい力を合わせながら、よりうるおいのある生活文化都市づくりを進めます。ここに、区制施行 65 周年を記念し、渋谷区民憲章を定めます。

1. 誰もがたがいに助けあい、心のふれあう福祉のまちにします。

1. 豊かな人間性を育み、いきいきと創造的な活動がひろがるまちにします。

1. 地球の将来を支えるために、自然を愛し、環境をまもり、緑あふれる美しいまちにします。

1. 東京の文化をにない、世界からたたえられる新しい価値をつくりだすまちにします。

1. 平和で安全な、誰もが健康で住みつづけられる、やすらぎのまちにします。

③ 柏の宮公園憲章(杉並区)

みんなの夢を自然の営みの中で育む公園づくり

1. 杉並の文化を受け継ぎ、次世代へ継承する。

2. 子供からお年寄りまで、みんながレクリエーションを楽しめる場をつくる。


3. 魅力ある自然を守り、つくる。

4. 地域の安全と災害に備えた避難場所を確保する。

5. みんなで使いながら考え、区民の手で公園を育てる。


【非定型型】

① 北上市民憲章

憲章	意味・表現
<p style="text-align: center;">北上市民憲章</p> <p style="text-align: center;">あの高嶺 鬼すむ誇り</p> <p style="text-align: center;">その瀬音 久遠の賛歌</p> <p style="text-align: center;">この大地 燃えたついのち</p> <p style="text-align: center;">ここは北上</p> 	<p>「あの高嶺 鬼すむ誇り」 市民の理想、願い、祈りを表現しています。 鬼は先覚者を表しており、これが鬼剣舞の鬼となってきます。 山がひらかれ、その後に平地がひらかれていきます。(父なる山)</p> <p>「その瀬音 久遠の賛歌」 市のかげがえのない文化を表現しています。 北上川、和賀川の瀬音から、土地の何千年の文化、歴史をきいていこうというものです。(母なる川)</p> <p>「この大地 燃えたついのち」 開発精神、土地の人間の努力、生命力を表現しています。 (人、生命、大地)</p> <p>「ここは 北上」 過去、現在、未来にわたってさらに伸びゆく新生北上市をイメージしています。</p>

② 交野市民憲章

交野は、古くから多くの人々に愛されてきました。
私たちは、このまちの良さをいかしつつ、さらによりよい交野を求めて、ここに市民憲章を定めます。



(自然と・文化と・人と)

【その他公園のランドデザイン事例】

① 敷島エリアランドデザイン(群馬県 敷島公園)

将来像	自然風景と行き交う人々の日常を感じながら歩く、 訪れるだけで誰もが元気になる場		
コンセプト	公園の概念を超えた超公園 Shikishima Well-Park (敷島ウェルパーク) まちのウェルネス拠点、敷島ウェルパーク。自然を感じ、生活者を感じ、今を生きることに感謝できる場所。訪れる全ての人々の健やかな体験と時間を約束する、世代を超えて愛される暮らしと公園が感じつながる新たなまちづくり。	訪れるだけで ころろが 満たされワクワクする 環境デザイン	誰かとの出会い 対話が生まれる 交通拠点機能

将来像とコンセプトをわかりやすい言葉で表現した敷島憲章

<p style="text-align: center;">— 敷島憲章 —</p> <p>歴史と伝統に培われた自然豊かな敷島公園で、園内の各種施設を結びつけ、にぎわいと健やかな体験、世代を超えたコミュニケーションが生まれる新しい交流拠点を構築します。誰かにひらかれ、こころも体も満たされ、多様な幸せと慈しむ心を感じられる場。新しい時代の豊かさの象徴として、地域への愛着や誇りを育み、次の世代に継承し、進化し続けることを願い、ここに憲章を定めます。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 訪れる人が地域とつながる スポーツと交流の場をつくる 公園を訪れる多様な人々が、地域の自然や文化に触れ、世代を超えた交流が生まれる拠点を包括的に育てていきます。 2 こころも身体も元気になれる ひらかれた共創の場をつくる 誰ひとり取り残されることなく、心身共に健康になれる場を多様な立場の人々と共に生み出していきます。 3 地域への愛着や誇りを育み 暮らしの価値向上をめざす 地域を思い、主体的に参加することで、愛着や誇りが生まれ、活力あふれるまちの暮らしや、新しい価値が形成されていきます。 4 利根川に接し、赤城、榛名を望む 敷島の風致を次の世代に継承する 先代から受け継いだ、利根川の松林や雄大な山々の景観を守り、次の世代へと大切に受け継いでいきます。 5 いのちの源として緑と水源を慈しみ未来へ持続させていく 古くから地域の資源であるいのちの源を慈しみ、美しい水と緑の豊かな自然を次世代へと継承します。 6 環境を活かし潤いにつつまれたまちのシンボルを育む 豊かな自然環境に恵まれたスポーツの聖地は、世代を超えたまちのシンボルとして長く愛されていきます。
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

② 日比谷公園ランドデザイン(東京都)

■ 日比谷公園の将来像～5つの提言～

I. 誰もが迎え入れられ、心地よく過ごせる上質な公園

- i. 緑に包まれた潤いある心地良い空間を創出し、新たなライフスタイルを提案する
- ii. バリアを無くし、誰もが利用しやすいインクルーシブな空間を創出する
- iii. 安全、快適かつ自由に多様な人々が訪れることができるよう、公園と周辺のまちとのアクセシビリティを向上し、回遊性を確保する

II. まちと連携し、相乗的に新たな魅力を生み出す公園

- i. 公園とまちが相互に連携、運動し、芸術やエンターテインメントの多彩な魅力を先導的に打ち出す
- ii. 公園とまちを回遊しながら一体的に利用できるよう誘導する
- iii. 周辺のまちを背景として、歴史を積み重ねた公園ならではの魅力的な景観を見せる

III. 歴史的、文化的価値を顕在化させた特別な公園

- i. 開園当時の設計思想を継承し、特色のある岡地やシークエンスを活かす
- ii. 歴史的、文化的価値のある公園施設を保全、修復し、活用するとともに、歴史を感じさせる緑を活かし、風格のある地域景観を形成する

IV. 緑とオープンスペースのネットワーク形成の核となる公園

- i. 日比谷公園と皇居周辺の緑が核となって、緑の回廊を形成する
- ii. 皇居外苑等との一体感の創出や一元的な情報発信等により、中央公園（セントラルパーク）として一体的な利活用を促進する

V. 多様な主体と連携し、利用者の視点で運営する公園

- i. 都民、NPO、企業や周辺のまちと連携しながら、公園全体を維持、運営し公園の魅力向上を図る
- ii. 周辺のまちづくりを担うエリアマネジメント団体等との連携を進め、公園とまちとの一体的な運営を図り地域の魅力の向上を図る

3. 別所沼公園の歴史

憲章の検討にあたり、別所沼公園がどんな経緯で整備されてきたかを以下に整理しました。

抽出キーワード	・沼・ため池・遊園地/昭和園・アート・文化人/浦和画家・メタセコイア
約 100 万年前	○大宮台地の浸食した谷から湧出した水が、低地に溜り出来た沼と考えられている。
大正まで	○下流域の水田灌漑用水の <u>ため池</u> として利用されてきた。 →湿地であったことからこれ以外の土地利用はなされていなかったと考えられる。 ○大正 12 年:関東大震災 →被災した東京・横浜の文化人達が別所沼周辺の高台に移り住む(浦和画家と総称)
昭和(戦前)	○昭和元年:小島長治郎氏*が土地を借り受け、名所としての <u>遊覧地</u> づくりに着手。 初めに沼の浚渫と弁天島の造成を開始。「昭和園」と名付け開園。 →現在の別所沼公園のはじまり ■昭和園の設置にあたって整備された施設 ・沼の掘削(当時は屋形船もあった) ・池の周囲に桜を植樹 ・弁天島 ・野球場 ・藤棚 ・鯉の養魚場 ※小島長治郎氏:洲崎遊廓(現在の東京都江東区東陽町付近)の貸座敷長生楼の主人。博徒の親分であり、茨城の長さんと呼ばれた人物 ○昭和 20 年:終戦 (このころは桜などが切られて荒れていた。)
昭和(戦後)	～浦和市の管理～ ○昭和 26 年:都市公園として整備を開始。4.3ha が開設 ○昭和 28 年:都市計画公園として浦和市が都市計画決定 ○昭和 30 年ごろ:戸田公園のメタセコイアを移植 ～埼玉県の管理～ ○昭和 31 年:埼玉県に移管 ○昭和 32 年:埼玉県立美術館(現在の管理事務所付近)の完成 ○昭和 35 年:別所沼公園事務所の設置(埼玉県立美術館の転用) ○昭和 36 年:職員クラブ(現在の別所沼会館)の会館 ○昭和 48 年:浦和公園事務所の設置(他の公園事務所との統合) ○昭和 52 年:7.9ha が開設(現在の面積) ○昭和 56 年:別所沼会館が開館 ○昭和 62 年:浦和公園事務所の新築(現在の公園事務所)
平成以降	～さいたま市の管理～ ○平成 13 年:さいたま市に移管 ○平成 16 年:ヒアシンズハウスが竣工 ○平成 26 年:別所沼のかいぼりを実施 ○令和3年:別所沼公園協議会の設立 (○令和9年:別所沼公園開園100周年)

4. 別所沼公園憲章のキーワードの整理

憲章の作成にあたっては、別所沼公園における重要で根源的な規範とは何かを検討する必要があります。これまで9回にわたって実施されてきた別所沼公園協議会の議事録から、各回にて特に議論されてきた内容、およびそれらから想起されるキーワードを以下に示します。

該当する主な意見（抜粋） 青字は歴史の整理から追加したもの	キーワード	
<ul style="list-style-type: none"> ・利用者は健康づくりに取り組んで有られる方が多い ・漁業権は求めない（今のままの余暇活動がしたい） ほか 	1. 健康増進、憩いの場の維持	「公園」そのものに求めたいもの
<ul style="list-style-type: none"> ・防災対策 ・舗装の不陸等公園施設の老朽化に起因するけがの防止 ・バリアフリーへの対応 ・自転車ルートの設定または整備による歩車分離 ・植え込みへの危害の抑止（防犯カメラ等による監視） ほか 	2. 安全・安心な場の確保	
<ul style="list-style-type: none"> ・別所沼の動植物マップの作製 ・各団体の活動内容のマップの作製 ・沼に学び沼に遊ぶ（HPサブタイトル） ・市民の遺産別所沼公園（HPサブタイトル） ・協議会の各団体が実施する活動の存在 ほか ・アート ・文化人/浦和画家 ヒアシンズハウス 	3. 別所沼の歴史・文化の継承	
<ul style="list-style-type: none"> ・公園と別所沼会館の一体感の形成 ・各種イベント（アート、マラソン、プレーパークほか）の計画・実施 ほか ・遊覧地/昭和園 	4. 賑わいの創出	
<ul style="list-style-type: none"> ・別所沼の水質改善の検討（かつては透明度が高かった） ・メタセコイア並木の適正量の検討 ・アメリカシロヒトリの駆除 ・メタセコイア並木の落葉の除却 ・護岸の改修（かつてはアシ、ヨシ、水草が豊富な沼） ・園内案内板が多く景観を阻害している ほか 	5. 特徴的な環境・景観の保全	公園「利用者」に求めたいもの
<ul style="list-style-type: none"> ・各活動団体相互の活動内容の理解 ・活動場所のマッピング作成 ほか 	6. 協調・尊重による利用者の相互理解	
<ul style="list-style-type: none"> ・ランドデザインの検討を求める ・市民と行政との対話による公園づくり ・協議会・分科会主導での公園づくり ・調査等の必要な情報の適宜共有 ・わたしたちの別所沼公園（HPサブタイトル） ・みんなの別所沼公園（HPサブタイトル） ・団体名が入った啓発看板の設置 ほか 	7. 対話・協働による公園づくり	

5. 別所沼公園(協議会)憲章のたたき案

前述のキーワードの整理を踏まえ、別所沼公園（協議会）憲章のたたき案を作成しました。

■別所沼公園憲章(たたき案)

(序文)

別所沼公園はため池、遊覧地、そして公園へと時代の変化に合わせてそのかたちを変え、私たちの生活に寄り添ってきました。特に公園として利用されるようになってからは、地域住民の憩いや文化活動のほか急激に進む都市化への緩衝地としても重要な役割を果たしてきました。別所沼公園の開園からまもなく100周年を迎えますが、この間に私たちの暮らしが大きく変化しました。そして現在は、地球温暖化や人口減少、価値観の多様化への対応といった課題に直面しております。これに伴い公園に求められる機能や役割も変わりつつあります。しかしながら、公園とともに重ねてきた地域の歴史や文化は何事にも代えがたい貴重な財産であり、私たちはこれを継承していくことを望んでいます。これからも別所沼公園がすべての公園利用者とともにあり続けられることを願い、ここに別所沼公園憲章を定めます。

(個別の規範)

1. 誰しもお互いを思いやり、尊重しながら別所沼公園を利用します。(協調・尊重)
2. 健康的かつ安全・安心に憩える場所として、みんなで別所沼公園を維持していきます。
(健康、憩い、安全・安心)
3. 育まれて来たアートやスポーツなどのレクリエーションの継続により、別所沼公園の文化を継承し、賑わいを創造していきます。(歴史・文化、賑わい)
4. 別所沼・メタセコイア・弁天島など美しい別所沼公園独自の環境や景観を守り・育てていきます。
(環境・景観)
5. みんなで別所沼公園の未来を考え、よりよいものへと導いていきます。(対話、協働)

個別の規範	意図
1. 誰しもお互いを思いやり、尊重しながら別所沼公園を利用します。	<ul style="list-style-type: none"> ・「6. 協調・尊重による利用者の相互理解」を反映 ・どんな公園にすべきかよりも、まずは利用者としてどうあるべきかを規範の最初の項目として示した。
2. 健康的かつ安全・安心に憩える場所として、みんなで別所沼公園を維持していきます。	<ul style="list-style-type: none"> ・「1. 健康増進、憩いの場の維持」「2. 安全・安心な場の確保」を反映 ・憩い＝釣り、ラジオ体操など落ち着いた余暇活動の営みを指す。 ・みんなで～維持＝行政・ボランティアの主体問わず誰しもによる適正な公園管理を意図。
3. 育まれて来たアートやスポーツなどのレクリエーションの継続により、別所沼公園の文化を継承し、賑わいを創造していきます。	<ul style="list-style-type: none"> ・「3. 別所沼の歴史・文化の継承」「4. 賑わいの創出」を反映。 ・アート＝公園における「文芸活動」を表現した文言。 (浦和画家、美術館、ヒアシンズハウスなど) ・スポーツ＝公園における「体育活動」を表現した文言。 (マラソン、プレーパークなど) ・継続により＝これまでも様々なイベントが実施されてきたため。
4. 別所沼・メタセコイア・弁天島など美しい別所沼公園独自の環境や景観を守り・育てていきます。	<ul style="list-style-type: none"> ・「5. 特徴的な環境・景観の保全」を反映 ・別所沼、メタセコイア、弁天島など＝別所沼公園を構成するプリミティブな要素である「水」と「緑」と「人工物」のうち、それぞれ最も原始的あるいは特徴的なものを前段で列記。 ・守り、育てていきます＝守るだけだと保守的な印象を受けたのと、今後水質調査の検討の進捗に応じてはメタセコイアの間引き等の検討も予期されることから「育てる」という文言も追記。
5. みんなで別所沼公園の未来を考え、よりよいものへと導いていきます。	<ul style="list-style-type: none"> ・「7. 対話・協働による公園づくり」を反映。 ・みんな＝行政・協議会および公園を利用するすべての人 ・公園の未来＝ランドデザイン ・導く＝ルールの検討ほか協議会主体による各種取り組みの推進

6. 公園のルール策定や看板の設置までのロードマップ

STEP1:公園協議会の設置（済・継続中）

目的：持続的で魅力的ある公園づくりに向けた多様な主体の参画の場の設置

- ・相互理解および課題の共有、意見交換、議論
- ・調査（別所沼の水質、看板の設置状況 ほか）



STEP2:別所沼公園憲章の策定（今回、憲章案を提示）

目的：公園の整備や利用に際する理念の共有（ルール検討に向けた元となる考え方の整理）

- ・どのような経緯で公園の整備がなされたかの整理
- ・協議会として、今後どのような公園にしていきたいかの意思共有



STEP3:看板として掲示すべき内容の抽出（議論したい点）

目的：憲章で示す公園像の実現に向け、残すべき、あるいは新たに設けるべき看板の内容の整理を実施。

なお、この検討と並行して公園ルールの整理・検討を実施。

- 【**協調・尊重**】相互に思いやることは公園利用の前提→看板として掲出せずともよくなることが理想。
- 【**健康、憩い、安全・安心**】安全な公園利用に向けた注意喚起→看板の掲出又は他媒体の活用が有効。
- 【**歴史・文化、賑わい**】公園の文化や行催事を伝える手段→看板の掲出又は他媒体の活用が有効。
- 【**環境・景観**】環境・景観の保全の視点に立てば、看板を可能な限り減らすことが効果的。
- 【**対話・協働**】一方通行ではなく、対話することが大事→看板として掲出せずともよくなることが理想。

方針（案）：憲章の規範を踏まえ、公園利用者の安全安心に関わる看板、および別所沼公園の歴史や文化、行催事を伝える看板は必要な看板として整理。一方で、公園利用者のモラルに関する案内板（ボール遊び、喫煙、釣りマナー等）は、究極的には無くなった方がよい看板として整理*。また、「別所沼公園協議会」を設置者として、既設の内容を集約した看板、あるいは新たに設置すべき看板の内容を検討。※さいたま市公園緑地協会の意向や実態を踏まえて判断



STEP4:看板の表現の検討

目的：公園利用者に不快感を与えない、ルールを守ってもらえるような表現の検討

- ・「世田谷区立公園等における看板表示ガイドライン※」等の先行事例を参考*に検討（看板にありがちな「ダメ」「禁止」といった表現以外の模索、世代が理解できる表現の検討 など）
- ※別所沼公園版看板表示ガイドラインの検討もありうる



STEP5:看板のデザインおよび設置箇所の検討

目的：看板設置に向けた具体的な設計の実施

- ・デザインや設置箇所の検討（協議会の独力で検討。あるいは設計業務として事業者へ委託*する。）
- ※最終決定は公園協議会が行う



看板の設置

相互に反映

別所沼公園グランドデザイン

7. 令和5年度第4回利用環境分科会（2/27開催）における別所沼公園憲章に対するご意見

■主な意見

<全般について>

- ・ 行政的な文書、固い表現ではなく、もっと柔らかい、子どもに向けた（子ども達自身が歓迎されていると感じる）文章とすべき。「子ども」のキーワードは入れてほしい。
- ・ 「憲章」に拘るのではなく、「公園が目指す姿」などで良いのではないか。
- ・ 公園の利用者（協議会メンバー）が主体的に考えたことがにじむ表現が良い。

<序文について>

- ・ 冒頭の序文が冗長なため、4行程度にまとめると良い。
- ・ 別所沼公園の「開園100周年」のキーワードを入れるか否か（メンバーで双方の意見あり）

<個別の規範について>

- ・ 個別の規範の順番は精査が必要（大切なものを最初にもって来るべき）。

<その他>

- ・ 憲章を公開するのか、その方法については今後議論したい。

■利用環境分科会での意見概要

<憲章への意見の機会の確認>

- ・ 憲章のたたき(案)に対し、協議会の構成メンバーの意見を反映する機会はあるか。

⇒ある。今回提示したたたき(案)はこれまでの協議会で出た意見を網羅的に集約したのみであり、文章もあえて特徴的なものとはしていない。たたき(案)をメンバー各自が持ち帰り、今後のメンバー間の議論の中で内容の肉付けや文章表現を精緻化していくことを前提としている。

<憲章の内容に対する意見>

① 冒頭の序文に対する意見

- ・ 冒頭の文章が冗長。最後まで読んでもらうことが重要なため、4行程度に纏めるとよい。
- ・ 「別所沼公園の開園からまもなく100周年を迎えますが、」の表現のままだと、100周年を迎えた後に文章表現を修正する必要がでてしまう。
- ・ 「100周年」をキーワードとして入れ込むかは協議会メンバーで意見が割れた。

② 個別の規範に対する意見

- ・ 各規範の末尾の()は行政文書感が出るため削除し、冒頭の序文にその内容を反映してはどうか。
- ・ 規範の順番を精査すべき。1または2項目目に一番主張したいことを持つてくるべき。
- ・ 憲章に「こども」というワードを入れてほしい。たたき(案)の「みんな」や「誰でも」に抱合されているかもしれないが、あえて出すのがいいと思う。未来のことを考えているというアピールにもなる。当然、年配にも配慮し、高齢者にも言及した方がいい。
- ・ 文章が固いため、やわらかい表現にすべき。小学生が見た場合、自分たちは別所沼公園に歓迎されていないと感じると思う。「みんなであそびましょう」のようなわざとらしいものでなくてもいいが、子供たち自身が歓迎されていると感じる文章だといい。

・子供たちがそらで口ずさめる文章だと面白い。

③ その他

・「憲章」に拘る必要はあるか。「公園がめざすもの」のような表現でもいいのではないか。

・表題を「憲章」とした場合、トップダウン感が出てしまうのであればそれ以外の表現がよい。別所沼公園協議会は公園で活動する団体のボトムアップ型で始まった経緯があるため、公園利用者が主体的に考えたことがにじむ表現がふさわしい。

・憲章は公園のどこかに掲載するのか。あるいはHPへの掲載にとどめるのか。

⇒定まっていない。看板を減らそうという議論をしているところだが、憲章を他の公園利用者にも見てほしいという思いはある。公開の方法は今後議論したい。

・敷島公園(群馬県)でも憲章がつくられており、憲章のほかに公園の「将来像」を一言で表している。

⇒過去に募集した別所沼公園協議会HPのサブタイトルがそれに近いと考えている。協議会ではそれを一つの言葉にせず、全部乗せたという経緯もあり、今回はそこまで踏み込んだ検討はしなかった。一つの言葉に収斂させるにはかなり議論を深めなければまとまらないと感じている。ただし、時間をかけてでも決める必要があれば協議会、あるいは分科会で議論を進められるといい。